



⑨貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目 | 平成22年3月期 | 平成23年3月期 |
|---------------------|----------|----------|
| (資産の部) | | |
| 現金 | 1,260 | 1,106 |
| 預 け 金 | 36,672 | 35,735 |
| 有 価 証 券 | 37,482 | 41,428 |
| 国 債 | 22,134 | 28,800 |
| 地 方 債 | 410 | 159 |
| 社 債 | 12,199 | 10,788 |
| 株 式 | 5 | 5 |
| そ の 他 の 証 券 | 2,731 | 1,674 |
| 貸 出 金 | 68,154 | 68,457 |
| 割 引 手 形 | 594 | 425 |
| 手 形 貸 付 | 10,198 | 8,092 |
| 証 書 貸 付 | 54,859 | 57,733 |
| 当 座 貸 越 | 2,501 | 2,205 |
| そ の 他 資 産 | 1,136 | 942 |
| 未 決 済 為 替 貸 | 19 | 15 |
| 信 金 中 金 出 資 金 | 464 | 464 |
| 前 払 費 用 | 6 | 6 |
| 未 収 収 益 | 568 | 429 |
| そ の 他 の 資 産 | 76 | 27 |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,339 | 1,284 |
| 建 物 | 868 | 814 |
| 土 地 | 383 | 382 |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 87 | 87 |
| 無 形 固 定 資 産 | 7 | 7 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 2 | 1 |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 5 | 5 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 178 | 178 |
| 債 務 保 証 見 返 | 159 | 174 |
| 貸 倒 引 当 金 | △1,060 | △1,086 |
| (うち個別貸倒引当金) | (△307) | (△264) |
| 資 産 の 部 合 計 | 145,330 | 148,230 |

| 科 目 | 平成22年3月期 | 平成23年3月期 |
|-------------------------|----------|----------|
| (負債の部) | | |
| 預 金 積 金 | 132,890 | 135,388 |
| 当 座 預 金 | 1,965 | 1,989 |
| 普 通 預 金 | 38,827 | 40,359 |
| 貯 蓄 預 金 | 248 | 197 |
| 通 知 預 金 | 150 | 180 |
| 定 期 預 金 | 85,458 | 86,615 |
| 定 期 積 金 | 5,176 | 5,189 |
| そ の 他 の 預 金 | 1,063 | 856 |
| 譲 渡 性 預 金 | 700 | 1,110 |
| そ の 他 負 債 | 617 | 388 |
| 未 決 済 為 替 借 | 16 | 21 |
| 未 払 費 用 | 244 | 230 |
| 給 付 補 て ん 備 金 | 22 | 32 |
| 未 払 法 人 税 等 | 211 | 2 |
| 前 受 収 益 | 76 | 63 |
| 払 戻 未 済 金 | 1 | 0 |
| そ の 他 の 負 債 | 43 | 36 |
| 退 職 給 付 引 当 金 | 45 | 49 |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 211 | 228 |
| 睡 眠 預 金 払 戻 失 引 当 金 | 23 | 20 |
| 偶 発 損 失 引 当 金 | 25 | 18 |
| 債 務 保 証 | 159 | 174 |
| 負 債 の 部 合 計 | 134,673 | 137,379 |
| (純資産の部) | | |
| 出 資 金 | 367 | 367 |
| 普 通 出 資 金 | 367 | 367 |
| 利 益 剰 余 金 | 10,326 | 10,662 |
| 利 益 準 備 金 | 369 | 369 |
| そ の 他 利 益 剰 余 金 | 9,957 | 10,293 |
| 特 別 積 立 金 | 9,430 | 9,900 |
| (経営安定強化積立金) | (1,000) | (1,000) |
| (地域振興積立金) | (300) | (300) |
| 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 527 | 393 |
| 会 員 勘 定 合 計 | 10,694 | 11,029 |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △36 | △177 |
| 評 価・換 算 差 額 等 合 計 | △36 | △177 |
| 純 資 産 の 部 合 計 | 10,657 | 10,851 |
| 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 145,330 | 148,230 |

貸借対照表の注記事項

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて記載しております。

- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|--------|
| 建 物 | 4年～50年 |
| 動 産 | 3年～24年 |
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,463百万円です。

7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

8. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが出来ないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次の通りであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成22年3月31日現在)

年金資産の額……………1,352,356百万円
年金財政計算上の給付債務の額……………1,623,781百万円
差引額……………△271,424百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成22年3月現在)…0.1321%
掛金拠出額は、事務費掛金を除いています。掛金拠出割合の端数は小数点以下第5位を四捨五入しております。

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高271,424百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金26百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることと算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額…959百万円

15. 有形固定資産の減価償却累計額……………1,540百万円

16. 有形固定資産の圧縮記帳累計額……………139百万円(うち当期一百万円)

17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両、現金自動預払機、オート・キャッシャー・オープン出納システム等の出納関連機器、OAサーバー・パソコン等のシステム関連機器とその周辺機器、及びその他の事務用機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は274百万円、延滞債権額は1,682百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権はございません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,962百万円です。
なお、18から21に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分出来る権利を有しておりますが、その額面金額は425百万円です。

23. 担保に供している資産は、為替決済、日本銀行当座貸越制度・国庫金歳入代理店、地方公共団体指定金融機関の担保として、預け金 7,000百万円、有価証券 511百万円、現金を5千円差し入れております。

24. 出資1口当たりの純資産額……………14,778円 35銭

25. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務取扱規定及び信用リスク管理規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に貸出審議会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理規定において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において審議されたALMに関する方針を常勤理事会において決定し、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、リスクの計量化によりモニタリングを行い、月次ペースでリスク管理委員会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規定に従い行われております。

このうち、経理証券課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は、経営企画課を通じ、リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において主要なリスク変数である金利リスクおよび価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債のうち、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」については、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた時価または経済価値の変動額を、また「有価証券」のうち投資信託、上場優先出資証券については、「株価指数との連動率(β値)」を用いた時価の変動額をリスク量とし、市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利リスクの算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いております。

また価格変動リスクについては、対象の金融資産1銘柄ごとの過去1年の「株価指数との連動率(β値)」に基づき、日経平均株価指数が20%下落した場合を想定した変動額を算定しております。

当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価または経済価値は1,839百万円減少し、これを金利リスク量として把握しております。また、日経平均株価指数以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の時価は142百万円減少し、これを価格変動リスク量として把握しております。

以上より当金庫の市場リスクの管理にあたっての定量的分析によるリスク量は、金利リスクと価格変動リスクの変動額を単純合算した1,982百万円です。

それぞれの変動額は、各リスク変数が一定の場合を前提としており、その他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、いずれも過去の相場変動をベースとした変動幅・連動率による計測であることから、過去の相場変動を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫では、ALMを通して、適時に資金管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式と投資事業有限責任組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。



(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------|----------------|----------------|--------------|
| (1)現金 | 1,106 | 1,106 | — |
| (2)預け金(*1) | 35,735 | 35,822 | 87 |
| (3)有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 27,847 | 28,266 | 418 |
| その他有価証券 | 13,570 | 13,570 | — |
| (4)貸出金(*1) | 68,457 | | |
| 貸倒引当金(*2) | △1,085 | | |
| | 67,372 | 68,379 | 1,007 |
| 金融資産計 | 145,633 | 147,146 | 1,513 |
| (1)預金積金(*1) | 135,388 | 135,480 | 92 |
| (2)譲渡性預金(*1) | 1,110 | 1,110 | 0 |
| 金融負債計 | 136,498 | 136,591 | 92 |

(*1)貸出金、満期のある預け金、預金積金のうち定期性預金、譲渡性預金の「時価」には、簡便な計算により算出した時価に代わる金額が含まれております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

預入先に期限前償還権が付与されているものや、預入利率が株価指数に連動して決定する預け金は、合理的に算定された価格をもって時価としております。合理的に算定された価格は、モデル化により算定された将来キャッシュ・フローを一定の残存期間に区分し、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引くとともに、信用スプレッド等を考慮して現在価値を算定したものです。

(2)有価証券

債券および上場優先出資証券は取引所の価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格の3月中の平均価格によっております。外国証券は合理的に算定された価格をもって時価としております。合理的に算定された価格は、モデル化により算定された将来キャッシュ・フローを一定の残存期間に区分し、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引くとともに、信用スプレッド等を考慮して現在価値を算定したものです。なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については27から28に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた債権

金融負債

(1)預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(2)譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

| 区 分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------------|-----------|
| 非 上 場 株 式(*1) | 5 |
| 投資事業有限責任組合出資金(*2) | 4 |
| 合 計 | 10 |

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2)投資事業有限責任組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 預 け 金(*) | 10,500 | 21,400 | | |
| 有 価 証 券 | 5,329 | 15,850 | 15,363 | 4,123 |
| 満 期 保 有 目 的 の 債 券 | 3,703 | 7,102 | 12,918 | 4,123 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 1,625 | 8,747 | 2,445 | — |
| 貸 出 金(*) | 14,571 | 20,257 | 15,889 | 13,957 |
| 合 計 | 30,400 | 57,507 | 31,253 | 18,080 |

(*1)預け金のうち期間の定めがないもの、また貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|------------|---------------|---------------|--------------|----------|
| 預 金 積 金(*) | 76,559 | 15,024 | — | — |
| 譲 渡 性 預 金 | 1,110 | — | — | — |
| 合 計 | 77,669 | 15,024 | — | — |

(*1)預金積金には、要求預金は含まれておりません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債(政府保証債、金融債、事業債)」、「株式」、「その他の証券(外国証券、投資信託、優先出資証券)」が含まれております。以下、28も同様であります。

(単位:百万円)

| 種 類 | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------------|---------------|---------------|-------------|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | | | |
| 国債 | 16,042 | 16,577 | 534 |
| 社債 | 3,499 | 3,546 | 46 |
| 政府保証債 | 2,499 | 2,545 | 45 |
| 金融債 | 1,000 | 1,000 | 0 |
| 小 計 | 19,542 | 20,123 | 580 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | | | |
| 国債 | 6,798 | 6,674 | △124 |
| 社債 | 1,006 | 1,005 | △1 |
| 金融債 | 506 | 505 | △1 |
| 事業債 | 500 | 500 | △0 |
| 外国証券 | 500 | 463 | △36 |
| 小 計 | 8,305 | 8,143 | △162 |
| 合 計 | 27,847 | 28,266 | 418 |

(単位:百万円)

| 種 類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差 額 |
|------------|---------------|---------------|-------------|
| 債 券 | 8,787 | 8,650 | 136 |
| 国債 | 3,203 | 3,139 | 63 |
| 地方債 | 159 | 158 | 0 |
| 社債 | 5,425 | 5,352 | 72 |
| 政府保証債 | 33 | 32 | 0 |
| 金融債 | 5,391 | 5,320 | 71 |
| 投資信託 | 101 | 80 | 21 |
| 小 計 | 8,888 | 8,731 | 157 |
| 債 券 | 3,612 | 3,659 | △47 |
| 国債 | 2,756 | 2,798 | △42 |
| 社債 | 856 | 861 | △4 |
| 政府保証債 | 60 | 61 | △0 |
| 金融債 | 795 | 800 | △4 |
| そ の 他 | 1,068 | 1,356 | △288 |
| 投資信託 | 818 | 1,013 | △194 |
| 優先出資証券 | 250 | 343 | △93 |
| 小 計 | 4,681 | 5,016 | △335 |
| 合 計 | 13,570 | 13,747 | △177 |

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|------------|--------------|-----------|----------|
| 社債(政府保証債) | 1,298 | 48 | — |
| 合 計 | 1,298 | 48 | — |

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,686百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,583百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に(毎月一定日及び1年毎)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

| 繰延税金資産 | 金額 |
|-------------------|-----------|
| 貸倒引当金損算入限度超過額 | 941百万円 |
| 役員退職慰労引当金損算入限度超過額 | 70百万円 |
| その他 | 435百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,447百万円 |
| 評価性引当額 | △1,268百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 178百万円 |

31. (会計方針の変更)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる財務諸表の影響はございません。

⑨ 損益計算書

(単位:千円)

| 科 目 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------------|-----------|-----------|
| 経常収益 | 2,722,183 | 2,651,625 |
| 資金運用収益 | 2,520,939 | 2,406,953 |
| 貸出金利息 | 1,691,393 | 1,630,796 |
| 預け金利息 | 388,022 | 276,991 |
| 有価証券利息配当金 | 441,522 | 488,837 |
| その他の受入利息 | 0 | 10,328 |
| 役員取引等収益 | 192,841 | 186,331 |
| 受入為替手数料 | 113,608 | 109,240 |
| その他の役員収益 | 79,232 | 77,090 |
| その他業務収益 | — | 48,478 |
| 国債等債券売却益 | — | 48,478 |
| その他経常収益 | 8,403 | 9,861 |
| 株式等売却益 | 2,041 | — |
| その他の経常収益 | 6,361 | 9,861 |
| 経常費用 | 2,479,318 | 2,342,843 |
| 資金調達費用 | 291,426 | 190,684 |
| 預金利息 | 276,141 | 174,005 |
| 給付補てん備金繰入額 | 12,565 | 14,273 |
| 譲渡性預金利息 | 2,709 | 2,405 |
| 借用金利息 | 9 | — |
| 役員取引等費用 | 107,739 | 100,017 |
| 支払為替手数料 | 34,721 | 33,458 |
| その他の役員費用 | 73,017 | 66,558 |
| 経費 | 1,724,089 | 1,749,626 |
| 人件費 | 1,073,523 | 1,131,650 |
| 物件費 | 620,515 | 594,186 |
| 税金 | 30,051 | 23,789 |
| その他経常費用 | 356,062 | 302,515 |
| 貸倒引当金繰入額 | — | 26,821 |
| 貸出金償却 | 337,935 | 253,559 |
| その他資産償却 | 1,516 | 16 |
| その他の経常費用 | 16,610 | 22,118 |
| 経常利益 | 242,864 | 308,781 |
| 特別利益 | 543,050 | 49,238 |
| 固定資産処分益 | — | 383 |
| 貸倒引当金戻入益 | 294,424 | — |
| 償却債権取立益 | 88,699 | 48,855 |
| その他の特別利益 | 159,925 | — |
| 特別損失 | 1,377 | 1,019 |
| 固定資産処分損 | 1,377 | 1,019 |
| 税引前当期純利益 | 784,537 | 357,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 212,051 | 6,591 |
| 法人税等調整額 | 53,459 | 124 |
| 法人税等合計 | 265,510 | 6,715 |
| 当期純利益 | 519,026 | 350,284 |
| 前期繰越金 | 8,552 | 42,890 |
| 当期末処分剰余金 | 527,579 | 393,174 |

損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額 476円66銭

⑩ 剰余金処分計算書

(単位:千円)

| 科 目 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|----------------|----------------|----------------|
| 当期末処分剰余金 | 527,579 | 393,174 |
| (当期純利益) | (519,026) | (350,284) |
| (前期繰越金) | (8,552) | (42,890) |
| 剰余金処分額 | 484,689 | 314,678 |
| 利益準備金 | — | — |
| 普通出資に対する配当金 | (年4%)14,689 | (年4%)14,678 |
| 優先出資に対する配当金 | (年—%) — | (年—%) — |
| 事業の利用分量に対する配当金 | (一円につき一円の割合) — | (一円につき一円の割合) — |
| 特別積立金 | 470,000 | 300,000 |
| 次期繰越金 | 42,890 | 78,496 |

信用金庫法第38条の2第3項の規定にもとづき、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

| 独立監査人の監査報告書 | |
|--|-----------|
| 平成23年6月26日 | |
| 江 差 信 用 金 庫 董 事 会 幹 事 | |
| 新日本有限責任監査法人 | |
| 代表取締役社長 兼 監 査 人 長 | 士 藤 谷 直 久 |
| 代表取締役社長 兼 監 査 人 長 | 士 齊 藤 琢 治 |
| <p>当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、江差信用金庫の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この財務諸表及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。</p> <p>当監査法人は、債権等において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表及びその附属明細書に基礎を置く点にない。どの程度の信頼性を有することを求めている。監査は、疑念を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体的な結果として意見表明のための合理的な基礎を築くと判断している。</p> <p>当監査法人は、上記の財務諸表及びその附属明細書が、信用金庫法及び附属明細書並びに債権等において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当期財務諸表及びその附属明細書に係る期間の経営及び財産の状況をすべての重要な点において適正に提示しているものと認め、</p> <p>金庫と当監査法人又は業務執行委員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利益関係はない。</p> | |
| 監 査 人 長 | |

平成22年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成23年6月24日

江差信用金庫 理事長

藤谷 直久

